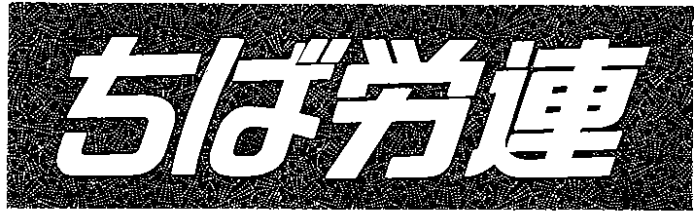


暮らし・営業・雇用守れ!
3.13国民大行動

日時: 3月13日(木)

内容: スト支援行動・県庁前昼
休み行動・県内13カ所で
重税反対統一行動等



ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 267 号 URL 版 2014 年 2 月 28 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043(221)0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

年金削減に異議あり!

年金者組合が不服審査請求書を提出



切実な実態を伝える参加者(市川)

年金者組合は1月31日、全国各地で12万6千人余の「行政不服審査請求書」を提出しました。千葉県では、県内6ヶ所の年金事務所に怒りの「審査請求書」を届けました。

この取り組みは年金者組合が「年金削減に異議あり」と政府に言おうと、安倍政権に政策転換を迫る強烈な意思表示をした大運動となりました。千葉県では昨年12月から1月までの短期間で、目標として掲げた4500人をはるかに上回る6715人分の不服審査請求書が集められました。

今回の不服審査請求行動をするにあたって事前に各支部・地域で年金の学習会を40回以上開催し、のべ800人が参加しました。家族、知人・友人、サークル仲間、近所の人々、諸団体との対話も進み、年金についての理解も深まり、「こういう活動をしているのなら」と年金者組合に加入する人も大勢いました。

提出行動当日は午前には松戸、市川、佐原、木更津、茂原の各年金事務所に、午後は千葉年金事務所に「審査請求書」を提出し、その後、各地で宣伝・アピール行動を行いました。一日を通して250人の組合員が参加しました。

年金者組合千葉県本部の岩崎勇書記長は、「暴走する安倍政権に対して主権者としての強い意思表示です。年金受給者の怒りと不安は大きい。年金は今の受給者だけの問題ではありません。現役の仲間達とスクラムを組んで頑張りたい」と決意を語りました。



請求書を提出する参加者(木更津)

安倍政権打倒！国民春闘の勝利で

安倍晋三政権の暴走は、くらしと平和、民主主義を守りたいという国民の願いを真っ向から踏みにじっています。年末にも秘密保護法の成立強行、靖国神社参拝、沖縄米軍基地の新設など暴挙を重ねました。2014年の国民運動は、暴走政治と対決する国民的共同を大きく発展させ、諸要求を前進させることが求められます。

沖縄の名護市長選挙では、米軍新基地建設をこり押しする安倍内閣に対し、新基地ノーの稲嶺進候補が当選しました。続いて、行われた東京都知事選挙では、日本弁護士連合会前会長の宇都宮健児氏(67)は、当選にはいたりませんでした。選挙政策で掲げた福祉の充実、脱原発、原発事故の被災者支援、憲法改悪に反対する運動の継続が求められています。

今年は、春の京都府知事選、秋の沖縄県知事選などで勝利し、安倍政権の暴走を止め、くらしと平和、民主主義を守りましょう。

3月13日は重税反対統一行動が予定されています。この取り組みを、国民春闘の中心的な共同行動として位置づけ、大きく成功させることが求められています。各地で取り組まれる集会やデモの要求課題に労働者の要求(大幅賃上げ、安倍雇用改革阻止など)を加えるように地域実行委員会へ事前の申し入れを行い、あわせて県民運動の決起の場として共同の取り組みを進めましょう。

現場の声を国・自治体へ

千葉労連自治体キャラバン行動

千葉労連は2月3日から13日にかけて、今回で8回目となる自治体キャラバンに取り組みました。今回のキャラバンは課題を 公務員賃金などについて、業務の委託などについて、公共工事について、教職員の安全衛生などについてに絞って行いました。

賃下げはしたくない

公務員賃金問題では、国や県が強行した7・8%賃下げについて自治体の対応や職員の声を聞くと、「地方の独自財源である交付税を国が勝手に動かす事はやめてほしい(A市)」「積極的にやる気はないが現実的に財政が厳しい(B市)」「実際職員のモチベーションは下がっている。どんな形であれ賃下げはしたくない(C市)」など、ほとんどの自治体が否定的であるが、やむなく賃下げしたという回答でした。しかし中には財源が厳しくても賃下げをしない自治体もありました。参加者は「いい公共サービスをしていくためにも、自治体職場で働く全ての労働者の賃金・労働条件を上げてほしい」と訴えました。

臨時・非常勤職員の賃金・労働条件は財政が厳しいとしながらも、他の自治体や民間の動向を見て「引き上げる」と回答した自治体が多数ありました。

公契約条例制定を

自治体発注の公共工事や委託事業に従事する労働者の賃金・労働条件の改善では、昨年4月、そして今年の2月に設計労務単価がアップしたが、その上がった分が末端の人まで反映しているのかを確認しました。しかしほとんどの自治体が「要請文をだしたが、実際末端にまで反映されているかは把握していない」という回答でした。

参加者は、若手建設労働者を増やすために適切な賃金水準を確保することが、設計労務単価が引き上げられた理由だということを伝え、これがしっかり現場労働者に反映されるためにも、そして委託事業労働者の賃金・労働条件を上げるためにも「公契約条例を制定してほしい」と伝えました。



市原市での懇談の様子

長時間労働をなくそう

教職員の安全衛生の項目は、教職員の平均時間外労働が持ち帰りも含めて 90 時間以上になっていることから、今回新たに設問に加わえました。

質問項目の 労働安全衛生規定の有無については半数以上の自治体がないという回答で、教職員の労働時間管理をしているかについては半数の自治体がありませんでした。教職員の長時間労働を解消するためにも、今後も現場の実態を伝え、少人数学級の実現などを国や自治体に訴える必要があります。

参加者からは「全体を通して、日常的な行政とのやり取りが重要と感じた」「こういう自治体との関係性を発展させていくことは国民・市民・労働者にとって大きな意義がある」という声がありました。

波濤

厚労省の国家プロジェクト、アルツハイマー病研究「J ADNI (アドニ)」のデータ改ざんの内部告発。厚労省担当者がこれを無断でチーム責任者に転送するという過ちを犯し、厚労大臣が謝罪するという始末。さらにその後の対応は驚くべきものだ。田村大臣は「告発として受け止めると厚労省も調査に入らなければいけない」と述べ、内部告発として扱わない考えを記者会見で示した。国費約 30 億円が投入される国家事業の疑惑解明に消極的な姿勢は許されないばかりか、公益通報制度の根幹を揺るがす重大な問題だ。特定秘密保護法ばかり、政府の「情報」や「告発」の扱いが「恣意的」であることまでも証明された。



【2面】

労働法制改悪許さず

たたかう千葉県連絡会

現在安倍政権は、労働者を保護するための法律である労働法制を、次々と改悪しようとしています。この間も解雇自由の地域を作る、労働者派遣は無期限にできるなどの議論をどんどん進め、法案化しようとしています。その一方で1997年から引き下げられている労働者の賃金を上げるための施策は、まったく行われていません。

今こそ最低賃金を大幅に上げ、労働者の賃金を上げるとともに、労働法制の規制強化し、望めば誰もが正社員になれる社会に転換させる必要があります。

千葉労連は現在、県の法曹団体や民主団体とともに「労働法制反対千葉県連絡会」を再開し、学習会や宣伝行動に取り組んでいます。労働者の権利を守り、要求を勝ち取るためにも運動を強めています。

今後の予定として3月3日学習決起集会、3月10日連絡会会議、3月14日千葉駅宣伝行動を予定しています。多くの参加者を寄せていただきますようよろしくお願いします。



労働法制改悪反対千葉県連絡会の宣伝行動

学びを現場の力に

千葉労連労働学校開催



グループ討論で理解を深める参加者

千葉労連は、2月1～2日、自治体福祉センターにおいて、新組合役員・役員候補者を対象に労働学校を開催しました。労働学校は今年で2回目。より深い交流を図ることを目的に泊りがけでの開催です。

講義は、建交労副委員長の田中恭二氏、前全教千葉委員長高橋成悟氏、前千葉パ臨連事務局長の阿部百合子氏を講師に、人間らしく生きることとは、労働者・労働組合の権利は、要求と課題はどこにあるのか、活動と運営とはどうあるべきなのか、全労連が発行する「組合員教科書」に沿って行われました。講師自らの実践と経験から導き出される教訓に、受講者は新鮮な驚きと感銘を受けました。

各講義後にはグループに分かれ、受講者のさまざまな悩みや、課題などを出し合い時間が足りない位の討論を行いました。

グループ討論で気づいたもの

討論を通して受講者は、悩んでいるのは自分だけでなく、歴史的にも共通の悩みであること、受講者の身近に頼れる先輩がいること、地域・職種は違っても頑張っている仲間がいることに気づきました。

受講者の感想文からも「大変わかりやすい講義だった」という感想が多く、「日頃の活動を改めて振り返る機会となった」など、労働学校は新役員が元気になれる場です。次回は各単産・地域からより多くの受講者を送り出し、労働組合運動を発展させていきましょう。

労働相談 1 ヶ月 ～相談件数 1338 件～

昨年千葉労連に寄せられた相談件数は1338件でした。内訳は、新規相談が1050件、継続相談が283件です。

年代別では、40代が38%、30代が27%です。雇用形態別で見ると、正社員が55%で、パート・契約社員・アルバイトは35%、派遣・請負が9%です。また、事業所の規模で見ると、30人以下が64%で、99人以下で見ると83%を占めています。

これらの内容を総合的に分析すると、今年の相談の特徴は、従業員100人以下の小規模企業の40代の正社員に対する攻撃が顕在化している様子がうかがわれます。

次に、相談内容を上位5項目で見ると、賃金・残業代等の不払いが、219件、セクハラ・いじめが183件、解雇が152件、労働時間・休暇が125件、労働契約違反が127件でした。ブラック企業の特徴である、賃金・残業代の不払いやいじめ・嫌がらせ(パワハラ)、解雇が当たり前のように行われている職場実態が明らかに見えてきます。

相談のアクセス方法は、インターネットが一番多く、フリーダイヤルを利用して電話をかける人が最多です。

相談は電話で相談員が受け、回答する対応で済んでいますが、解雇や労災等の場合は、詳しい事情を聴かないと助言が難しいことから、日時を決めて面談を行っています。

相談事例の内、特徴的な事例や困難事例は、2か月に1回程度の頻度で開催される、事例検討会で報告が行われ、弁護士・相談員・相談協力員・千葉労連役員などで集団討議を行っています。事例検討会は、個人情報に関わる内容もあるため、参加を希望する場合は、あらかじめ連絡をいただいています。

最近の傾向として、解雇の手法などがあらかじめ専門家と打ち合わせて行うなど巧妙になっていることを実感させられています【中林】